

受診者の皆さまの権利と責務

受診者の皆さまに安全かつ良質な保健サービス（人間ドック・健康診断・がん検診・保健指導・診療など）を提供するためには、皆さまと当センターとの信頼関係が大切です。

そのため、受診者の皆さまの権利と責務について以下のとおりといたします。

◆受診者の皆さまの権利

- ・誰でも安全かつ良質な保健サービスを受けられます。
- ・保健サービスについて説明を受け、質問を行い、十分に理解したうえで選択できます。
- ・個人の人格が尊重され、プライバシーが保護されます。

◆受診者の皆さまの責務

- ・ご自身の健康状態に関する情報を正確にお伝えください。
また、検査中に体調の変化が生じた場合は、速やかにお伝えください。
- ・他の受診者の方の迷惑となる行為、スタッフの業務に支障をきたす行為はおやめください。
- ・保健サービスの対価は、遅滞なくお支払いください。

令和3年1月1日

公益財団法人 熊本県総合保健センター

理事長 福田 稔